

青森県報

号外第四十五号

平成二十三年
四月二十五日
(月曜日)

目次

監査委員

特定行政監督の結果…………… (事務 回) …… 1

監査委員

特定行政監督の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき監督を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年 4月25日

青森県監査委員

同	泉	山	哲	章
同	元	木	篤	子
同	相	川	正	光
同	三	橋	一	三

平成22年度

特定行政監督報告書

「重要物品の管理及び活用状況について」

平成23年3月

青森県監査委員

目 次

第1 監査対象事務及び選定理由	1
1 監査対象事務	1
2 選定理由	1
第2 監査の実施概要	1
1 実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 実施方法	3
4 監査対象年度	3
5 監査の主な着眼点	3
第3 監査調査の集計結果及び実地監査の状況	4
1 重要物品の管理について	4
(1) 重要物品の平成21年度未現在高	4
(2) 監査対象機関における重要物品の価格別内訳	5
ア 機械器具、車両、船舶	5
イ 機械器具	7
ウ 車両	9
エ 船舶	11
オ 美術工芸品	13
(3) 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳	15
ア 機械器具、車両、船舶	15
イ 機械器具	17
ウ 車両	19
エ 船舶	21
オ 美術工芸品	23

(4) 帳票と現物の照合について 25

ア 機械器具、車両、船舶 25

イ 美術工芸品 26

(5) 備品出納（供用）票又は美術品出納（供用）簿の作成状況 28

ア 機械器具、車両、船舶 28

イ 美術工芸品 28

(6) 整備更新計画の策定状況 29

(7) 保守点検の実施状況 30

2 重要物品の活用状況について 33

(1) 機械器具、車両、船舶 33

ア 使用形態別の使用日数の状況 33

イ 使用実績がない又は少ない理由 35

ウ 使用記録の有無 37

エ 利用計画の作成状況 39

オ 利用計画のない理由 41

(2) 美術工芸品 43

ア 展示形態別の展示等日数の状況 43

イ 展示等の実績がない又は少ない理由 45

ウ 展示等記録の有無 47

エ 展示等計画の作成状況 49

オ 展示等計画のない理由 51

第4 改善等を要する事項 53

1 重要物品の管理について 53

(1) 帳票と現物の照合について 53

(2) 保守点検の実施状況について 55

2 重要物品の活用状況について 56

(1) 使用日数の状況及び展示等の日数の状況について 56

(2) 使用実績がない又は少ない理由について 56

(3) 美術工芸品の展示等の状況の記録状況について 57

(4) 利用計画、展示等計画の状況について 57

3 総括 58

第1 監査対象事務及び選定理由

1 監査対象事務

重要物品の管理及び活用状況について

平成21年度末において普通会計（公営企業会計を除く一般会計及び特別会計）に属する重要物品を対象とした。

※ 本監査において重要物品とは、自動車（二輪自動車を除く。）及びそれ以外の物品（動物を除く。）で取得価格が100万円以上のものをいう。

2 選定理由

平成21年度決算関係書類によると、普通会計に属する重要物品は、約5,500点で、その価格は約307億円となっている。

この重要物品の管理及び活用状況を検証することによって、今後の適正な管理や有効活用に資することを目的として監査を実施したものである。

第2 監査の実施概要

1 実施期間

平成22年11月から平成23年3月まで

2 監査対象機関

平成21年度末現在において重要物品の保有数量が50以上ある知事部局21機関 教育委員会12機関及び警察本部2機関の計35機関（内訳は2ページの表2-1のとおり）。

表2-1 監査対象機関

No	所属名	機械器具・車両・船舶		美術工芸品		合計	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格
1	市町村振興課	144	1,914,408,683	2	50,421,922	146	1,964,830,605
2	防災消防課	75	668,376,495	0	0	75	668,376,495
3	青森県消防学校	51	221,191,237	0	0	51	221,191,237
4	青森県保健保健センター	179	686,980,132	0	0	179	686,980,132
5	青森県原子力センター	229	2,008,354,478	0	0	229	2,008,354,478
6	青森県立八戸工科大学	80	344,020,495	0	0	80	344,020,495
7	青森県立美術館	42	205,965,875	615	4,837,512,360	657	5,043,478,235
8	青森県警農科大学	82	288,484,175	0	0	82	288,484,175
9	東青地域県民局地域農林水産部	65	138,949,000	0	0	65	138,949,000
10	中南部地域県民局地域農林水産部	68	104,201,594	0	0	68	104,201,594
11	三八地域県民局地域農林水産部	65	109,333,465	0	0	65	109,333,465
12	西北地域県民局地域農林水産部	78	143,355,236	0	0	78	143,355,236
13	上北地域県民局地域農林水産部	64	142,045,435	0	0	64	142,045,435
14	下北地域県民局地域農林水産部	58	102,425,433	0	0	58	102,425,433
15	東青地域県民局地域農林水産部	97	1,023,464,510	0	0	97	1,023,464,510
16	中南部地域県民局地域農林水産部	86	815,034,420	0	0	86	815,034,420
17	三八地域県民局地域農林水産部	65	601,021,239	0	0	65	601,021,239
18	西北地域県民局地域農林水産部	124	1,322,700,975	0	0	124	1,322,700,975
19	上北地域県民局地域農林水産部	90	811,343,556	0	0	90	811,343,556
20	下北地域県民局地域農林水産部	60	476,644,676	0	0	60	476,644,676
21	会計管理課	0	0	56	205,400,000	56	205,400,000
22	スポーツ健康課	136	605,602,415	6	31,500,000	142	637,102,415
23	青森県総合学校教育センター	57	151,261,718	2	9,000,000	59	160,261,718
24	青森県立図書館	70	107,827,615	33	88,573,721	103	196,401,336
25	青森県立郷土館	38	113,575,315	44	101,762,700	82	215,338,015
26	青森県立柏木農業高等学校	57	235,913,244	0	0	57	235,913,244
27	青森県立五所川原農林高等学校	72	269,911,996	0	0	72	269,911,996
28	青森県立三木木農業高等学校	76	228,159,876	0	0	76	228,159,876
29	青森県立八戸水産高等学校	69	456,186,570	0	0	69	456,186,570
30	青森県立青森工業高等学校	54	369,294,787	0	0	54	369,294,787
31	青森県立弘前工業高等学校	56	501,267,636	0	0	56	501,267,636
32	青森県立八戸工業高等学校	58	458,790,134	0	0	58	458,790,134
33	青森県立五所川原工業高等学校	54	342,885,540	0	0	54	342,885,540
34	警務課	95	177,079,561	0	0	95	177,079,561
35	青森県警察署	57	110,225,519	0	0	57	110,225,519
合計		2,751	16,256,273,035	758	5,324,170,703	3,509	21,580,443,738

(単位：点、円)

3 実施方法

監査対象機関である35機関に対して監査調査書の提出を求め、書類監査を行ったほか、この中から11機関を対象として実地監査を行った。

実地監査実施機関

(1) 知事部局 (10機関)

青森県環境保健センター、青森県原子力センター、青森県立美術館、青森県宮農大
校、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、中北地域県民
局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県
民局地域整備部

(2) 教育委員会 (1機関)

スポーツ健康課

4 監査対象年度

平成21年度(ただし、必要に応じて平成22年度も対象とした。)

5 監査の主な着眼点

- (1) 重要物品の管理は適切に行われているか。
- (2) 重要物品は有効に活用されているか。

※根拠規程等

- ・青森県財務規則(以下「財務規則」という。)
- ・青森県財務規則の運用
- ・電子計算システムによる重要物品報告処理要領(以下「電算処理要領」という。)等

第3 監査調査の集計結果及び実地監査の状況

監査対象とした35機関から提出された監査調査書を集計した結果及び実地監査をした11機関の状況は、以下のとおりである。

1 重要物品の管理について

(1) 重要物品の平成21年度末現在高

ア 平成21年度末現在で普通会計及び監査対象機関が保有する重要物品の状況は、表3-1のとおりとなっている。

イ 内訳は、機械器具が3,570点で約200億1千万円、車両が1,105点で約50億4千万円、船舶が23点で約2億3千万円、機械器具、車両、船舶の小計は4,698点で約252億8千万円、美術工芸品が809点で約54億5千万円、重要物品の平成21年度末現在高合計は5,507点で約307億3千万円となっている。

ウ うち今回の監査対象機関分は、機械器具が2,210点(61.9%)で約136億7千万円(68.3%)、車両が520点(47.1%)で約23億6千万円(46.9%)、船舶が21点(91.3%)で約2億2千万円(99.1%)、機械器具、車両、船舶の小計は2,751点(58.6%)で約162億5千万円(64.3%)、美術工芸品が758点(93.7%)で約53億2千万円(97.7%)、合計3,509点(63.7%)で約215億8千万円(70.2%)となっている。

表3-1 重要物品の平成21年度末現在高

	機械器具、車両、船舶						美術工芸品		合計			
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格		
普通会計における平成21年度末現在高	3,570	20,010	1,105	5,043	23	225	4,698	25,278	809	5,451	5,507	30,729
うち監査対象機関分	2,210	13,670	520	2,363	21	223	2,751	16,256	758	5,324	3,509	21,580
全体に占める割合	61.9	68.3	47.1	46.9	91.3	99.1	58.6	64.3	93.7	97.7	63.7	70.2

(単位：点、百万円、%)

(2) 監査対象機関における重要物品の価格別内訳

ア 機械器具、車両、船舶

監査対象機関における機械器具、車両、船舶合計の価格別内訳は、表3-2のとおりとなっている。

(ア) 価格別の数量は、1,000万円未満のものが2,313点(84.1%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが252点(9.2%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが141点(5.1%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが27点(1.0%)、5,000万円以上のものが18点(0.6%)となっている。

(イ) 価格別の合計金額は、1,000万円未満のものが約61億7千万円(37.9%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが約36億2千万円(22.3%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが約34億2千万円(21.0%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが約10億2千万円(6.3%)、5,000万円以上のものが約20億3千万円(12.5%)となっている。

表3-2 監査対象機関における重要物品の価格別内訳(機械器具、車両、船舶)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	価格別内訳									
			1 0 0 0万円未満		1 0 0 0万円以上 2 0 0 0万円未満		2 0 0 0万円以上 3 0 0 0万円未満		3 0 0 0万円以上 5 0 0 0万円未満		5 0 0 0万円以上	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課	144	1,914,408,683	102	433,383,361	18	261,059,338	12	286,125,828	6	221,301,449	6	712,538,707
防災消防課	75	668,376,495	73	182,677,333							2	485,699,162
消防学校	51	221,191,237	46	118,969,012	3	55,887,500	2	46,334,725				
環境保健センター	179	686,980,132	171	526,504,792	6	67,705,340	1	21,370,000			1	71,400,000
原子力センター	229	2,008,354,478	176	752,486,312	29	409,967,855	15	362,999,935	6	194,976,888	3	287,923,488
八戸工科学院	80	344,020,495	76	279,891,845	3	43,841,200	1	20,287,450				
美術館	42	205,955,875	42	205,955,875								
宮農大	82	288,484,175	77	214,003,338	4	53,954,997	1	20,525,840				
東青地域県民局地域農林水産部	65	138,949,000	65	138,949,000								
中南地域県民局地域農林水産部	68	104,201,594	68	104,201,594								
三八地域県民局地域農林水産部	65	109,333,465	65	109,333,465								
西北地域県民局地域農林水産部	78	143,355,236	78	143,355,236								
上北地域県民局地域農林水産部	64	142,045,435	62	107,964,435	1	13,081,000	1	21,000,000				
下北地域県民局地域農林水産部	58	102,425,433	58	102,425,433								
東青地域県民局地域整備部	97	1,023,464,510	57	151,865,510	18	248,711,950	17	415,253,350	5	207,633,700		
中南地域県民局地域整備部	86	815,034,420	51	102,854,430	18	263,081,975	15	366,411,815	2	82,686,200		
三八地域県民局地域整備部	65	601,021,239	37	78,922,789	17	244,547,300	10	231,509,700	1	46,041,450		
西北地域県民局地域整備部	124	1,322,700,975	65	140,877,840	31	450,645,705	26	649,697,430	2	81,480,000		
上北地域県民局地域整備部	90	811,343,556	51	104,322,906	25	357,889,250	14	349,131,400				
下北地域県民局地域整備部	60	476,644,676	36	72,663,441	16	214,753,700	8	189,227,535				
スポーツ健康課	136	605,602,415	119	309,823,715	12	152,223,500	3	66,691,000	2	76,864,200		
学校教育センター	57	151,261,718	56	138,661,718	1	12,600,000						
図書館	70	107,827,615	70	107,827,615								
郷土館	38	113,575,315	36	89,434,660	2	24,140,655						
柏木農業高等学校	57	235,913,244	52	137,946,384	2	30,895,000	3	67,071,860				
五所川原農林高等学校	72	269,911,996	69	207,533,746	2	34,592,970	1	27,785,280				
三本木農業高等学校	76	228,159,876	73	171,544,176	2	30,046,500	1	26,569,200				
八戸水産高等学校	69	456,186,570	61	176,783,920	4	59,569,650	2	50,352,000			2	169,481,000
青森工業高等学校	54	369,294,787	45	110,832,480	6	98,512,807	1	29,550,000	1	35,490,000	1	94,909,500
弘前工業高等学校	56	501,267,636	36	111,854,586	14	213,863,550	5	118,954,500			1	56,595,000
八戸工業高等学校	58	458,790,134	46	138,342,485	8	133,667,299	1	21,019,850	2	79,377,000	1	86,383,500
五所川原工業高等学校	54	342,885,540	42	108,366,690	10	141,952,400	1	28,140,000			1	64,426,450
警務課	95	177,079,561	95	177,079,561								
青森警察署	57	110,225,519	57	110,225,519								
合計	2,751	16,256,273,035	2,313	6,167,865,202	252	3,617,191,441	141	3,416,008,698	27	1,025,850,887	18	2,029,356,807

イ 機械器具

監査対象機関における機械器具の価格別内訳は、表3-2(1)のとおりとなっている。

(7) 機械器具に係る価格別の数量は、1,000万円未満のものが1,858点(84.1%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが185点(8.3%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが126点(5.7%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが26点(1.2%)、5,000万円以上のものが15点(0.7%)となっている。

(1) 機械器具に係る価格別の合計金額は、1,000万円未満のものが約52億5千万円(38.4%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが約27億2千万円(19.9%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが約30億7千万円(22.4%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが約9億8千万円(7.2%)、5,000万円以上のものが約16億5千万円(12.1%)となっている。

表3-2(1) 監査対象機関における重要物品の価格別内訳(機械器具)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	価格別内訳									
			1000万円未満		1000万円以上 2000万円未満		2000万円以上 3000万円未満		3000万円以上 5000万円未満		5000万円以上	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課	142	1,896,940,183	101	429,928,861	17	247,045,338	12	286,125,828	6	221,301,449	6	712,538,707
防災消防課	72	480,767,412	71	174,138,250							1	306,629,162
消防学校	42	116,340,062	41	96,730,062	1	19,610,000						
環境保健センター	179	686,980,132	171	526,504,792	6	67,705,340	1	21,370,000			1	71,400,000
原子力センター	223	1,904,275,328	171	733,982,162	29	409,967,855	15	362,999,935	6	194,976,888	2	202,348,488
八戸工科学院	78	340,024,353	74	275,895,703	3	43,841,200	1	20,287,450				
美術館	40	201,164,830	40	201,164,830								
宮農大学校	68	231,970,613	64	168,994,773	3	42,450,000	1	20,525,840				
東青地域県民局地域農林水産部	42	103,526,236	42	103,526,236								
中南地域県民局地域農林水産部	38	64,653,500	38	64,653,500								
三八地域県民局地域農林水産部	31	58,620,755	31	58,620,755								
西北地域県民局地域農林水産部	32	75,782,158	32	75,782,158								
上北地域県民局地域農林水産部	29	95,379,492	27	61,298,492	1	13,081,000	1	21,000,000				
下北地域県民局地域農林水産部	36	68,997,250	36	68,997,250								
東青地域県民局地域整備部	68	818,139,930	38	94,582,730	10	148,694,400	15	367,229,100	5	207,633,700		
中南地域県民局地域整備部	63	613,224,831	39	74,270,766	10	156,865,025	12	299,402,840	2	82,686,200		
三八地域県民局地域整備部	36	295,832,662	24	40,216,162	4	70,327,800	8	185,288,700				
西北地域県民局地域整備部	94	1,048,942,195	51	107,402,590	18	280,456,305	23	579,603,300	2	81,480,000		
上北地域県民局地域整備部	67	605,282,025	40	76,057,925	14	206,923,350	13	322,300,750				
下北地域県民局地域整備部	40	300,458,016	27	52,775,736	7	101,356,500	6	146,325,780				
スポーツ健康課	135	603,397,415	118	307,618,715	12	152,223,500	3	66,691,000	2	76,864,200		
学校教育センター	57	151,261,718	56	138,661,718	1	12,600,000						
図書館	70	107,827,615	70	107,827,615								
郷土館	37	111,340,215	35	87,199,560	2	24,140,655						
柏木農業高等学校	52	215,903,745	47	117,936,885	2	30,895,000	3	67,071,860				
五所川原農林高等学校	65	236,581,706	63	190,493,456	1	18,302,970	1	27,785,280				
三本木農業高等学校	68	210,911,126	65	154,295,426	2	30,046,500	1	26,569,200				
八戸水産高等学校	60	299,251,530	53	132,839,880	4	59,569,650	2	50,352,000			1	56,490,000
青森工業高等学校	54	369,294,787	45	110,832,480	6	98,512,807	1	29,550,000	1	35,490,000	1	94,909,500
弘前工業高等学校	56	501,267,636	36	111,854,586	14	213,863,550	5	118,954,500			1	56,595,000
八戸工業高等学校	58	458,790,134	46	138,342,485	8	133,667,299	1	21,019,850	2	79,377,000	1	86,383,500
五所川原工業高等学校	54	342,885,540	42	108,366,690	10	141,952,400	1	28,140,000			1	64,426,450
警務課	2	13,077,225	2	13,077,225								
青森警察署	22	41,290,999	22	41,290,999								
合計	2,210	13,670,383,354	1,858	5,246,161,453	185	2,724,098,444	126	3,068,593,213	26	979,809,437	15	1,651,720,807

ウ 車両

監査対象機関における車両の価格別内訳は、表3-2(2)のとおりとなっている。

(7) 車両に係る価格別の数量は、1,000万円未満のものが436点(83.8%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが67点(12.9%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが15点(2.9%)、5,000万円以上のものが2点(0.4%)となっている。

(イ) 車両に係る価格別の合計金額は、1,000万円未満のものが約8億6千万円(36.3%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが約8億9千万円(37.8%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが約3億5千万円(14.7%)、5,000万円以上のものが約2億6千万円(11.2%)となっている。

表3-2(2) 監査対象機関における重要物品の価格別内訳(車両)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	価格別内訳											
			1000万円未満		1000万円以上 2000万円未満		2000万円以上 3000万円未満		3000万円以上 5000万円未満		5000万円以上			
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格		
市町村振興課	2	17,468,500	1	3,454,500	1	14,014,000								
防災消防課	3	187,609,083	2	8,539,083									1	179,070,000
消防学校	9	104,851,175	5	22,238,950	2	36,277,500	2	46,334,725						
環境保健センター														
原子力センター	6	104,079,150	5	18,504,150									1	85,575,000
八戸工科学院	2	3,996,142	2	3,996,142										
美術館	2	4,791,045	2	4,791,045										
宮農大	14	56,513,562	13	45,008,565	1	11,504,997								
東青地域県民局地域農林水産部	23	35,422,764	23	35,422,764										
中南地域県民局地域農林水産部	29	38,203,744	29	38,203,744										
三八地域県民局地域農林水産部	34	50,712,710	34	50,712,710										
西北地域県民局地域農林水産部	45	65,987,228	45	65,987,228										
上北地域県民局地域農林水産部	34	45,172,443	34	45,172,443										
下北地域県民局地域農林水産部	22	33,428,183	22	33,428,183										
東青地域県民局地域整備部	27	201,209,580	17	53,167,780	8	100,017,550	2	48,024,250						
中南地域県民局地域整備部	21	198,823,055	10	25,597,130	8	106,216,950	3	67,008,975						
三八地域県民局地域整備部	26	253,687,127	11	33,246,627	13	174,219,500	2	46,221,000						
西北地域県民局地域整備部	29	272,658,780	13	32,375,250	13	170,189,400	3	70,094,130						
上北地域県民局地域整備部	22	203,070,531	10	25,273,981	11	150,965,900	1	26,830,650						
下北地域県民局地域整備部	18	172,270,752	7	15,971,797	9	113,397,200	2	42,901,755						
スポーツ健康課	1	2,205,000	1	2,205,000										
学校教育センター														
図書館														
郷土館	1	2,235,100	1	2,235,100										
柏木農業高等学校	5	20,009,499	5	20,009,499										
五所川原農林高等学校	7	33,330,290	6	17,040,290	1	16,290,000								
三本木農業高等学校	8	17,248,750	8	17,248,750										
八戸水産高等学校	2	5,286,400	2	5,286,400										
青森工業高等学校														
弘前工業高等学校														
八戸工業高等学校														
五所川原工業高等学校														
警務課	93	164,002,336	93	164,002,336										
青森警察署	35	68,934,520	35	68,934,520										
合計	520	2,363,207,449	436	858,053,967	67	893,092,997	15	347,415,485					2	264,645,000

エ 船舶

監査対象機関における船舶の価格別内訳は、表3-2(3)のとおりとなっている。

(7) 船舶に係る価格別の数量は、1,000万円未満のものが19点(90.4%)、3,000万円以上5,000万円未満のものと及び5,000万円以上のものが各1点(各4.8%)となっている。

(1) 船舶に係る価格別の合計金額は、1,000万円未満のものが約6千万円(28.6%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが約5千万円(20.7%)、5,000万円以上のものが約1億1千万円(50.7%)となっている。

表3-2(3) 監査対象機関における重要物品の価格別内訳(船舶)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	価格別内訳									
			1 0 0 0 万円未満		1 0 0 0 万円以上 2 0 0 0 万円未満		2 0 0 0 万円以上 3 0 0 0 万円未満		3 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満		5 0 0 0 万円以上	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課												
防災消防課												
消防学校												
環境保健センター												
原子力センター												
八戸工科学院												
美術館												
宮農大学校												
東青地域県民局地域農林水産部												
中南地域県民局地域農林水産部	1	1,344,350	1	1,344,350								
三八地域県民局地域農林水産部												
西北地域県民局地域農林水産部	1	1,585,850	1	1,585,850								
上北地域県民局地域農林水産部	1	1,493,500	1	1,493,500								
下北地域県民局地域農林水産部												
東青地域県民局地域整備部	2	4,115,000	2	4,115,000								
中南地域県民局地域整備部	2	2,986,534	2	2,986,534								
三八地域県民局地域整備部	3	51,501,450	2	5,460,000				1	46,041,450			
西北地域県民局地域整備部	1	1,100,000	1	1,100,000								
上北地域県民局地域整備部	1	2,991,000	1	2,991,000								
下北地域県民局地域整備部	2	3,915,908	2	3,915,908								
スポーツ健康課												
学校教育センター												
図書館												
郷土館												
柏木農業高等学校												
五所川原農林高等学校												
三本木農業高等学校												
八戸水産高等学校	7	151,648,640	6	38,657,640						1	112,991,000	
青森工業高等学校												
弘前工業高等学校												
八戸工業高等学校												
五所川原工業高等学校												
警務課												
青森警察署												
合計	21	222,682,232	19	63,649,782				1	46,041,450	1	112,991,000	

オ 美術工芸品

監査対象機関における美術工芸品の価格別内訳は、表3-3のとおりとなっている。

(7) 価格別の数量は、1,000万円未満のものが650点(85.8%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが80点(10.6%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが17点(2.2%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが7点(0.9%)、5,000万円以上のものが4点(0.5%)となっている。

(1) 価格別の合計金額は、1,000万円未満のものが約19億9千万円(37.5%)、1,000万円以上2,000万円未満のものが約10億9千万円(20.4%)、2,000万円以上3,000万円未満のものが約3億9千万円(7.3%)、3,000万円以上5,000万円未満のものが約2億4千万円(4.6%)、5,000万円以上のものが約16億1千万円(30.2%)となっている。

表3-3 監査対象機関における重要物品の価格別内訳(美術工芸品)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	価格別内訳									
			1000万円未満		1000万円以上 2000万円未満		2000万円以上 3000万円未満		3000万円以上 5000万円未満		5000万円以上	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課	2	50,421,922					2	50,421,922				
美術館	615	4,837,512,360	513	1,642,608,360	78	1,061,948,500	14	315,005,500	6	208,400,000	4	1,609,550,000
会計管理課	56	205,400,000	55	167,400,000					1	38,000,000		
スポーツ健康課	6	31,500,000	5	16,500,000	1	15,000,000						
学校教育センター	2	9,000,000	2	9,000,000								
図書館	33	88,573,721	32	65,573,721			1	23,000,000				
郷土館	44	101,762,700	43	91,762,700	1	10,000,000						
合計	758	5,324,170,703	650	1,992,844,781	80	1,086,948,500	17	388,427,422	7	246,400,000	4	1,609,550,000

(3) 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳

ア 機械器具、車両、船舶

監査対象機関における機械器具、車両、船舶合計の取得年度別内訳は、表3-4のとおりとなっている。

(ア) 取得年度別の数量は、昭和44年度以前に取得したものが24点(0.9%)、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが112点(4.0%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが228点(8.3%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが1,048点(38.1%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが1,339点(48.7%)となっている。

(イ) 取得年度別の合計金額は、昭和44年度以前に取得したものが約4千万円(0.2%)、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが約3億1千万円(1.9%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが約7億3千万円(4.5%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが約50億8千万円(31.3%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが約100億9千万円(62.1%)となっている。

表3-4 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳(機械器具、車両、船舶)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	取得年度別内訳										
			昭和44年度以前取得		昭和45年度～昭和54年度取得		昭和55年度～平成元年度取得		平成2年度～平成11年度取得		平成12年度～平成21年度取得		
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
市町村振興課	144	1,914,408,683										144	1,914,408,683
防災消防課	75	668,376,495					5	11,523,000	65	339,902,858	5	316,950,637	
消防学校	51	221,191,237			16	59,821,005	2	21,443,400	26	128,216,682	7	11,710,150	
環境保健センター	179	686,980,132					10	27,120,000	91	337,313,454	78	322,546,678	
原子力センター	229	2,008,354,478					16	63,771,250	24	200,526,935	189	1,744,056,293	
八戸工科学院	80	344,020,495			17	50,611,000	12	40,129,999	35	178,115,246	16	75,164,250	
美術館	42	205,955,875							2	4,791,045	40	201,164,830	
宮農大宇校	82	288,484,175			10	37,181,000	28	94,399,190	28	96,853,235	16	60,050,750	
東青地域県民局地域農林水産部	65	138,949,000					4	6,511,250	26	49,435,982	35	83,001,768	
中南地域県民局地域農林水産部	68	104,201,594							47	78,889,749	21	25,311,845	
三八地域県民局地域農林水産部	65	109,333,465							3	4,387,250	35	60,803,007	
西北地域県民局地域農林水産部	78	143,355,236			1	2,650,000	5	8,220,000	40	80,035,700	32	52,449,536	
上北地域県民局地域農林水産部	64	142,045,435	1	1,493,500	1	3,218,000	9	15,439,000	27	56,811,530	26	65,083,405	
下北地域県民局地域農林水産部	58	102,425,433			1	1,200,000	8	15,111,050	29	51,741,795	20	34,372,588	
東青地域県民局地域整備部	97	1,023,464,510			3	7,762,500	9	57,090,000	26	277,682,230	59	680,929,780	
中南地域県民局地域整備部	86	815,034,420			2	2,740,000	3	5,125,000	39	415,818,091	42	391,351,329	
三八地域県民局地域整備部	65	601,021,239			3	10,879,600	1	2,970,000	19	217,253,882	42	369,917,757	
西北地域県民局地域整備部	124	1,322,700,975	1	1,338,000	2	2,200,000	2	3,756,000	43	470,230,952	76	845,176,023	
上北地域県民局地域整備部	90	811,343,556	1	1,540,000	2	3,390,000	6	10,963,000	27	275,101,268	54	520,349,288	
下北地域県民局地域整備部	60	476,644,676					1	1,078,000	22	214,520,958	37	261,045,718	
スポーツ健康課	136	605,602,415	1	1,695,700	2	10,280,000			48	174,701,283	85	418,925,432	
学校教育センター	57	151,261,718			1	2,200,000	7	11,689,500	24	61,311,305	25	76,060,913	
図書館	70	107,827,615							68	104,341,615	2	3,486,000	
郷土館	38	113,575,315			9	16,233,992	5	18,140,100	14	35,001,990	10	44,199,233	
柏木農業高等学校	57	235,913,244			4	13,947,500	9	46,001,460	21	78,551,850	23	97,412,434	
五所川原農林高等学校	72	269,911,996	1	5,010,000	8	19,195,000	9	34,172,450	26	87,645,160	28	123,889,386	
三本木農業高等学校	76	228,159,876	3	4,303,000	9	17,916,000	13	33,627,850	27	56,980,814	24	115,332,212	
八戸水産高等学校	69	456,186,570	2	2,450,000	4	10,754,000	18	48,305,400	34	320,366,780	11	74,310,390	
青森工業高等学校	54	369,294,787	5	9,038,900	7	15,197,000	9	41,189,000	8	133,580,321	25	170,289,566	
弘前工業高等学校	56	501,267,636	3	4,438,200	5	8,508,000	6	33,288,150	6	34,183,490	36	420,849,796	
八戸工業高等学校	58	458,790,134	4	5,140,000	3	6,242,000	11	24,815,000	16	202,478,250	24	220,114,884	
五所川原工業高等学校	54	342,885,540	2	3,245,600	2	4,560,000	16	53,301,310	6	97,760,250	28	184,018,380	
警務課	95	177,079,561							79	127,748,461	16	49,331,100	
青森警察署	57	110,225,519					1	1,266,282	20	33,877,947	36	75,081,290	
合計	2,751	16,256,273,035	24	39,692,900	112	306,686,597	228	734,833,891	1,048	5,082,574,115	1,339	10,092,485,532	

イ 機械器具

監査対象機関における機械器具の取得年度別内訳は、表 3-4(1)のとおりとなっている。

(7) 機械器具に係る取得年度別の数量は、昭和 44 年度以前に取得したものが 23 点 (1.1%)、昭和 45 年度から昭和 54 年度に取得したものが 104 点 (4.7%)、昭和 55 年度から平成元年度に取得したものが 215 点 (9.7%)、平成 2 年度から平成 11 年度に取得したものが 796 点 (36.0%)、平成 12 年度から平成 21 年度に取得したものが 1,072 点 (48.5%) となっている。

(4) 機械器具に係る取得年度別の合計金額は、昭和 44 年度以前に取得したものが約 4 千万円 (0.3%)、昭和 45 年度から昭和 54 年度に取得したものが約 2 億 7 千万円 (2.0%)、昭和 55 年度から平成元年度に取得したものが約 6 億 9 千万円 (5.0%)、平成 2 年度から平成 11 年度に取得したものが約 38 億 9 千万円 (28.5%)、平成 12 年度から平成 21 年度に取得したものが約 87 億 8 千万円 (64.2%) となっている。

表3-4(1) 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳(機械器具)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	取得年度別内訳									
			昭和 4 4 年度以前取得		昭和 4 5 年度～ 昭和 5 4 年度取得		昭和 5 5 年度～ 平成元年度取得		平成 2 年度～ 平成 1 1 年度取得		平成 1 2 年度～ 平成 2 1 年度取得	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課	142	1,896,940,183									142	1,896,940,183
防災消防課	72	480,767,412					5	11,523,000	63	156,472,250	4	312,772,162
消防学校	42	116,340,062			13	42,971,505	2	21,443,400	21	42,133,357	6	9,791,800
環境保健センター	179	686,980,132					10	27,120,000	91	337,313,454	78	322,546,678
原子力センター	223	1,904,275,328					16	63,771,250	24	200,526,935	183	1,639,977,143
八戸工科学院	78	340,024,353			17	50,611,000	12	40,129,999	33	174,119,104	16	75,164,250
美術館	40	201,164,830									40	201,164,830
宮農大	68	231,970,613			8	31,826,000	27	92,509,190	18	56,089,673	15	51,545,750
東青地域県民局地域農林水産部	42	103,526,236					4	6,511,250	18	38,409,260	20	58,605,726
中南地域県民局地域農林水産部	38	64,653,500							29	54,536,750	9	10,116,750
三八地域県民局地域農林水産部	31	58,620,755					2	2,198,000	21	40,900,815	8	15,521,940
西北地域県民局地域農林水産部	32	75,782,158			1	2,650,000	5	8,220,000	17	46,883,763	9	18,028,395
上北地域県民局地域農林水産部	29	95,379,492			1	3,218,000	9	15,439,000	10	36,235,542	9	40,486,950
下北地域県民局地域農林水産部	36	68,997,250			1	1,200,000	8	15,111,050	20	39,261,950	7	13,424,250
東青地域県民局地域整備部	68	818,139,930			2	3,632,500	7	52,975,000	18	197,268,200	41	564,264,230
中南地域県民局地域整備部	63	613,224,831			2	2,740,000	3	5,125,000	31	345,408,570	27	259,951,261
三八地域県民局地域整備部	36	295,832,662			2	4,579,600			12	149,795,390	22	141,457,672
西北地域県民局地域整備部	94	1,048,942,195	1	1,338,000	1	1,100,000	2	3,756,000	34	363,688,180	56	679,060,015
上北地域県民局地域整備部	67	605,282,025	1	1,540,000	2	3,390,000	5	7,972,000	22	207,440,268	37	384,939,757
下北地域県民局地域整備部	40	300,458,016					1	1,078,000	14	141,031,594	25	158,348,422
スポーツ健康課	135	603,397,415	1	1,695,700	2	10,280,000			47	172,496,283	85	418,925,432
学校教育センター	57	151,261,718			1	2,200,000	7	11,689,500	24	61,311,305	25	76,060,913
図書館	70	107,827,615							68	104,341,615	2	3,486,000
郷土館	37	111,340,215			9	16,233,992	5	18,140,100	13	32,766,890	10	44,199,233
柏木農業高等学校	52	215,903,745			4	13,947,500	9	46,001,460	19	71,469,790	20	84,484,995
五所川原農林高等学校	65	236,581,706	1	5,010,000	8	19,195,000	7	15,584,450	23	82,569,660	26	114,222,596
三本木農業高等学校	68	210,911,126	3	4,303,000	9	17,916,000	11	30,891,000	24	49,848,314	21	107,952,812
八戸水産高等学校	60	299,251,530	2	2,450,000	4	10,754,000	15	34,293,000	30	193,614,980	9	58,139,550
青森工業高等学校	54	369,294,787	5	9,038,900	7	15,197,000	9	41,189,000	8	133,580,321	25	170,289,566
弘前工業高等学校	56	501,267,636	3	4,438,200	5	8,508,000	6	33,288,150	6	34,183,490	36	420,849,796
八戸工業高等学校	58	458,790,134	4	5,140,000	3	6,242,000	11	24,815,000	16	202,478,250	24	220,114,884
五所川原工業高等学校	54	342,885,540	2	3,245,600	2	4,560,000	16	53,301,310	6	97,760,250	28	184,018,380
警務課	2	13,077,225							1	6,517,875	1	6,559,350
青森警察署	22	41,290,999					1	1,266,282	15	24,696,817	6	15,327,900
合計	2,210	13,670,383,354	23	38,199,400	104	272,952,097	215	685,341,391	796	3,895,150,895	1,072	8,778,739,571

ウ 車両

監査対象機関における車両の取得年度別内訳は、表3-4(2)のとおりとなっている。

(7) 車両に係る取得年度別の数量は、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが7点(1.4%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが8点(1.5%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが243点(46.7%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが262点(50.4%)となっている。

(1) 車両に係る取得年度別の合計金額は、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが約3千3百万円(1.4%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが約3千万円(1.3%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが約10億5千万円(44.6%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが約12億5千万円(52.7%)となっている。

表3-4(2) 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳(車両)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	取得年度別内訳													
			昭和44年度以前取得		昭和45年度～昭和54年度取得		昭和55年度～平成元年度取得		平成2年度～平成11年度取得		平成12年度～平成21年度取得					
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格				
市町村振興課	2	17,468,500												2	17,468,500	
防災消防課	3	187,609,083									2	183,430,608			1	4,178,475
消防学校	9	104,851,175			3	16,849,500					5	86,083,325			1	1,918,350
環境保健センター																
原子力センター	6	104,079,150												6	104,079,150	
八戸工科学院	2	3,996,142									2	3,996,142				
美術館	2	4,791,045									2	4,791,045				
宮農大	14	56,513,562			2	5,355,000	1	1,890,000	10	40,763,562				1	8,505,000	
東青地域県民局地域農林水産部	23	35,422,764									8	11,026,722			15	24,396,042
中南地域県民局地域農林水産部	29	38,203,744									17	23,008,649			12	15,195,095
三八地域県民局地域農林水産部	34	50,712,710						1	2,189,250	14	19,902,192			19	28,621,268	
西北地域県民局地域農林水産部	45	65,987,228									22	31,566,087			23	34,421,141
上北地域県民局地域農林水産部	34	45,172,443									17	20,575,988			17	24,596,455
下北地域県民局地域農林水産部	22	33,428,183									9	12,479,845			13	20,948,338
東青地域県民局地域整備部	27	201,209,580			1	4,130,000					8	80,414,030			18	116,665,550
中南地域県民局地域整備部	21	198,823,055									6	67,422,987			15	131,400,068
三八地域県民局地域整備部	26	253,687,127			1	6,300,000	1	2,970,000	7	67,458,492			7	176,958,635		
西北地域県民局地域整備部	29	272,658,780									9	106,542,772			20	166,116,008
上北地域県民局地域整備部	22	203,070,531									5	67,661,000			17	135,409,531
下北地域県民局地域整備部	18	172,270,752									6	69,573,456			12	102,697,296
スポーツ健康課	1	2,205,000									1	2,205,000				
学校教育センター																
図書館																
郷土館	1	2,235,100									1	2,235,100				
柏木農業高等学校	5	20,009,499									2	7,082,060			3	12,927,439
五所川原農林高等学校	7	33,330,290									2	18,588,000			3	5,075,500
三本木農業高等学校	8	17,248,750									2	2,736,850			3	7,132,500
八戸水産高等学校	2	5,286,400									1	2,012,400			1	3,274,000
青森工業高等学校																
弘前工業高等学校																
八戸工業高等学校																
五所川原工業高等学校																
警務課	93	164,002,336									78	121,230,586			15	42,771,750
青森警察署	35	68,934,520									5	9,181,130			30	59,753,390
合計	520	2,363,207,449			7	32,634,500	8	30,386,500	243	1,054,112,778			262	1,246,073,671		

エ 船舶

監査対象機関における船舶の取得年度別内訳は、表3-4(3)のとおりとなっている。

(7) 船舶に係る取得年度別の数量は、昭和44年度以前に取得したものと及び昭和45年度から昭和54年度に取得したものが各1点(各4.8%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが5点(23.8%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが9点(42.8%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが5点(23.8%)となっている。

(7) 船舶に係る取得年度別の合計金額は、昭和44年度以前に取得したものが約150万円(0.7%)、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが約110万円(0.5%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが約2千万円(8.6%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが約1億3千万円(59.8%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが約7千万円(30.4%)となっている。

表3-4(3) 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳(船舶)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	取得年度別内訳											
			昭和44年度以前取得		昭和45年度～昭和54年度取得		昭和55年度～平成元年度取得		平成2年度～平成11年度取得		平成12年度～平成21年度取得			
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格		
市町村振興課														
防災消防課														
消防学校														
環境保健センター														
原子力センター														
八戸工科学院														
美術館														
宮農大学校														
東青地域県民局地域農林水産部														
中南地域県民局地域農林水産部	1	1,344,350							1	1,344,350				
三八地域県民局地域農林水産部														
西北地域県民局地域農林水産部	1	1,585,850							1	1,585,850				
上北地域県民局地域農林水産部	1	1,493,500	1	1,493,500										
下北地域県民局地域農林水産部														
東青地域県民局地域整備部	2	4,115,000					2	4,115,000						
中南地域県民局地域整備部	2	2,986,534							2	2,986,534				
三八地域県民局地域整備部	3	51,501,450									3	51,501,450		
西北地域県民局地域整備部	1	1,100,000			1	1,100,000								
上北地域県民局地域整備部	1	2,991,000					1	2,991,000						
下北地域県民局地域整備部	2	3,915,908							2	3,915,908				
スポーツ健康課														
学校教育センター														
図書館														
郷土館														
柏木農業高等学校														
五所川原農林高等学校														
三本木農業高等学校														
八戸水産高等学校	7	151,648,640					2	12,000,000	3	123,477,800	2	16,170,840		
青森工業高等学校														
弘前工業高等学校														
八戸工業高等学校														
五所川原工業高等学校														
警務課														
青森警察署														
合計	21	222,682,232	1	1,493,500	1	1,100,000	5	19,106,000	9	133,310,442	5	67,672,290		

オ 美術工芸品

監査対象機関における美術工芸品の取得年度別内訳は、表3-5のとおりとなっている。

(7) 取得年度別の数量は、昭和44年度以前に取得したものが17点(2.2%)、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが8点(1.1%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが9点(1.2%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが486点(64.1%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが238点(31.4%)となっている。

(ハ) 取得年度別の合計金額は、昭和44年度以前に取得したものが約8千万円(1.5%)、昭和45年度から昭和54年度に取得したものが約2千万円(0.4%)、昭和55年度から平成元年度に取得したものが約2千万円(0.4%)、平成2年度から平成11年度に取得したものが約37億6千万円(70.6%)、平成12年度から平成21年度に取得したものが約14億4千万円(27.1%)となっている。

表3-5 監査対象機関における重要物品の取得年度別内訳(美術工芸品)

(単位：点、円)

監査対象機関	数量	価格	取得年度別内訳									
			昭和44年度以前取得		昭和45年度～ 昭和54年度取得		昭和55年度～ 平成元年度取得		平成2年度～ 平成11年度取得		平成12年度～ 平成21年度取得	
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
市町村振興課	2	50,421,922									2	50,421,922
美術館	615	4,837,512,360	2	32,000,000					392	3,497,937,000	221	1,307,575,360
会計管理課	56	205,400,000	15	45,900,000	1	1,000,000	5	10,900,000	33	106,400,000	2	41,200,000
スポーツ健康課	6	31,500,000									6	31,500,000
学校教育センター	2	9,000,000							1	5,000,000	1	4,000,000
図書館	33	88,573,721							31	85,273,721	2	3,300,000
郷土館	44	101,762,700			7	21,300,000	4	8,013,000	29	66,704,000	4	5,745,700
合計	758	5,324,170,703	17	77,900,000	8	22,300,000	9	18,913,000	486	3,761,314,721	238	1,443,742,982

(4) 帳票と現物の照合について

ア 機械器具、車両、船舶

平成22年3月31日現在の平成21年度重要物品増減及び現在高報告書（以下「現在高報告書」という。）に記載されている機械器具、車両、船舶について、物品が現存しているか否かを確認した状況（平成22年11月30日現在の状況）は、表3-6及び表3-7のとおりとなっている。

(7) 現在高報告書に記載された物品が現存しているものは、機械器具が2,109点（95.4%）で約131億7千万円（96.4%）、車両が439点（84.4%）で約22億3千万円（94.3%）、船舶が21点（100.0%）で約2億2千万円（100.0%）、機械器具、車両、船舶の合計で2,569点（93.4%）で約156億2千万円（96.1%）となっている。

(7) 現在高報告書に記載された物品が現存していないものは、機械器具が101点（4.6%）で約5億円（3.6%）、車両が81点（15.6%）で約1億3千万円（5.7%）、機械器具、車両、船舶の合計で182点（6.6%）で約6億3千万円（3.9%）となっている。

(イ) 物品が現存していない理由は次のとおり。

① 機械器具では「平成22年4月から11月に処分済」が76点（75.2%）、「平成22年4月から11月に管理換（手続中のものを含む）」が2点（2.0%）、「平成22年3月以前に処分済」が22点（21.8%）及び「重要物品異動報告の誤り」が1点（1.0%）となっている。

② 車両では「平成22年4月から11月に処分済」が79点（97.5%）、「平成22年4月から11月に管理換（手続中のものを含む）」が2点（2.5%）となっている。

(イ) このうち、平成22年4月から11月に処分済の機械器具12点及び平成22年3月以前に処分済となっていた機械器具22点については、いずれも財務規則に基づく知事の承認、物品処分調書の作成及び電算処理要領に基づく重要物品異動報告の手続を行っているかったものである。

(ロ) 重要物品異動報告の誤りによる1点は、主管課から公所に管理換えを行ったとす誤った重要物品異動報告がなされたことにより、本来は主管課の現在高報告書に記載されるべきものが、公所の現在高報告書に記載されているものである。

(カ) このほか、国から無償貸与を受け果が管理使用している物品について、県の所有物品でないにもかかわらず現在高報告書に記載されているものがあった。

表3-6 重要物品の照合状況（機械器具、車両、船舶）

(単位：点、円、%)

	機械器具		車両		船舶		合計	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
現存しているもの	2,109	95.4	439	84.4	21	100.0	2,569	93.4
現存していないもの	101	4.6	81	15.6	0	0.0	182	6.6
合計	2,210	100.0	520	100.0	21	100.0	2,751	100.0

	機械器具		車両		船舶		合計	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
現存しているもの	21	100.0	222,682,232	100.0	2,569	93.4	13,621,767,098	96.1
現存していないもの	0	0.0	0	0.0	182	6.6	634,505,997	3.9
合計	21	100.0	222,682,232	100.0	2,751	100.0	16,256,273,095	100.0

表3-7 物品が現存していない理由

(単位：点、円、%)

	機械器具		車両		船舶		合計	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
平成22年4月から11月に処分済	76	75.2	440,081,377	88.2	79	97.5	122,083,740	90.0
平成22年4月から11月に管理換	2	2.0	5,313,000	1.1	2	2.5	13,482,485	10.0
平成22年3月以前に処分済	22	21.8	50,900,335	10.2	0	0.0	0	0.0
重要物品異動報告の誤り	1	1.0	2,625,000	0.5	0	0.0	0	0.0
合計	101	100.0	498,919,712	100.0	81	100.0	135,566,225	100.0

イ 美術工芸品

現在高報告書に記載されている美術工芸品について、平成22年11月30日現在、物品が現存しているか否かを確認したところ、すべての美術工芸品（758点）が現存しているとの回答となっている。

しかしながら、下記の理由により、現物との照合を行っていない旨回答があった所属もあった。

- ① 収蔵庫内の作品は厳重な管理（監視カメラ、セキュリティカード）の下で保管されていること
- ② 収蔵庫内には3千点以上の作品が保管されており、また、作品の劣化を防ぐた

めに梱包されている作品もあり、開梱、梱包作業を行うためには経費がかかること

③ 確認作業の際、作品を移動することにより、作品が損傷する恐れがあること

④ 常設展の展示替が年 4 回行われており、その際に一部の作品について確認が行われていること

(参考)

○財務規則

(処分)

第287条 物品管理員は、物品を処分しようとするときは、物品処分調査(第157号様式)により行なわなければならない。

2 第 280 条第 2 項本文の規定は、重要物品、二輪自動車及び原動機付自転車等処分しようとする場合にこれを準用する。ただし、次の各号に掲げる物品については、この限りでない。

(1) 法令の規定によりとさつが必要がある場合の当該動物

(2) と畜場法(昭和28年法律第114号)第13条第1項第2号及び第3号の規定に該当するためとさつの必要がある動物

(3) へい死した動物

(4) 譲渡を目的とする家畜

3 略

(貸付け)

第280条 略

2 物品管理員が公所の長(地域民局にあつては、各部の長)である場合において重要物品を貸付けしようとするときは、あらかじめ知事、教育長又は警察本部長の承認を受けなければならない。ただし、当該物品が貸付けを目的とするものである場合は、この限りでない。

○電算処理要領

3 報告

物品管理員は、重要物品を取得し、又は、その管理に係る重要物品に異動があった場合、もしくはすでに通知した事項を修正しようとするときは、重要物品取得通知内訳書又は重要物品異動通知内訳書もしくは重要物品修正通知内訳書(別記様式2)を作成し、そのつど重要物品取得・異動・修正通知書(別記様式3)により管財課長※に通知するものとする。

※現在は会計管理課長

○「平成21年度重要物品増減及び現在高報告書」提出事務取扱要領

4 平成21年度重要物品増減及び現在高報告書の提出

平成22年3月31日現在で、管理中の重要物品(現品)及び備品出納票(供用票)等関係書類と照合確認の上、次の要領で所定の期日までに会計管理課物品調達グループに提出するものとする。
(要領省略)

(5) 備品出納(供用) 票又は美術品出納(供用)簿の作成状況

ア 機械器具、車両、船舶

現在高報告書に記載されている物品について、備品出納(供用)票が作成されているか否かを確認したところ、平成22年11月30日現在、物品が現存しているもの、備品出納(供用)票が作成されていないものはなかった。

イ 美術工芸品

現在高報告書に記載されている美術工芸品について、美術品出納(供用)簿が作成されているか否かを確認したところ、平成22年11月30日現在、物品が現存しているもので、美術品出納(供用)簿が作成されていないものはなかった。

(6) 整備更新計画の策定状況

ア 機械器具、車両、船舶

重要物品の更新時期等に係る整備更新計画(組織として決定したものの)策定状況(平成22年11月30日現在)は、表3-8及び表3-9のとおりとなっている。

なお、以下の調査については、重要物品が現存している2,569点を対象として実施したものである。

(7) 整備更新計画を策定しているものが241点(9.4%)で約22億円(14.1%)、策定していないものが2,328点(90.6%)で約134億2千万円(85.9%)となっている。

(4) 整備更新計画を策定していない理由は、当面機器整備の予定がないためが929点(39.9%)で約55億4千万円(41.3%)、毎年度予算要求時に検討するためが1,235点(53.0%)で約73億1千万円(54.5%)、その他が164点(7.0%)で約5億7千万円(4.3%)となっている。

表3-8 整備更新計画の策定状況(機械器具、車両、船舶)

	数量	価格	
		構成比	構成比
策定している	241	9.4	14.1
策定していない	2,328	90.6	85.9
合計	2,569	100.0	100.0

表3-9 整備更新計画を策定していない理由

	数量	価格	
		構成比	構成比
当面機器整備の予定がないため	929	39.9	41.3
毎年度予算要求時に検討するため	1,235	53.0	54.5
その他*	164	7.0	4.3
合計	2,328	100.0	100.0

* その他の主なものは、「故障・破損の場合にのみ修理で対応」が33点、「更新済みのため」が27点、「次期アウシヨンプラウム作成時に検討するため」が25点及び「事業が終了予定のため」が17点などとなっている。

(7) 保守点検の実施状況

ア 機械器具、車両、船舶

(7) 法定点検の状況

法令等で義務付けられている点検整備等(以下「法定点検」という。)の状況(平成22年10月31日現在)は、表3-10のとおりとなっている。

a 法定点検の必要がないものが1,948点(75.8%)で約98億8千万円(63.3%)、法定点検の必要があるものが621点(24.2%)で約57億4千万円(36.7%)となっている。

b 法定点検の必要があるものうち、点検記録を保管しているものが620点(24.1%)で約57億3千8百万円(36.7%)、点検記録を保管していないものが1点で約200万円となっている。

c 法定点検に係る点検記録について、労働安全衛生法第45条の規定に基づくボイラー一等の定期自主検査の記録について、3年間の保存が求められている(労働安全衛生規則第169条)にもかかわらず保存していないものが1点あった。

d 公用車(除雪関係車両を除く301台)について、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施していない車両が一部みられた。

表3-10 法定点検の状況(機械器具、車両、船舶)

	数量	価格		
		構成比	構成比	
法定点検の必要がないもの	1,948	75.8	63.3	
法定点検の必要があるもの	621	24.2	36.7	
うち	点検記録を保管しているもの	620	24.1	36.7
点検記録を保管していないもの	1	0.1	0.0	
合計	2,569	100.0	100.0	

(4) 自主点検の状況

法定点検以外に自主的に実施している点検整備等（以下「自主点検」という。）の状況（平成22年10月31日現在）は、表3-11のとおりとなっている。

- a 自主点検を行っているものが813点（31.6%）で約51億3千万円（32.9%）となっている。
- b 自主点検に係る点検記録の保管状況は、点検記録を保管しているものが659点（25.7%）で約41億2千万円（26.4%）、点検記録を保管していないものが154点（5.9%）で約10億2千万円（6.5%）となっている。

表3-11 自主点検の状況（機械器具、車両、船舶）

	数量	価格		
		構成比	構成比	
自主点検を行っていないもの	1,756	68.4	10,489,474,097	67.1
自主点検を行っているもの	813	31.6	5,132,293,001	32.9
うち				
点検記録を保管しているもの	659	25.7	4,115,444,947	26.4
点検記録を保管していないもの	154	5.9	1,016,848,054	6.5
合計	2,569	100.0	15,621,767,098	100.0

（単位：点、円、%）

（参考）

○道路運送車両法

（定期点検整備）

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の家用自動車その他の国土交通省令で定める家用自動車 3月
2. 道路運送法第78条第2号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他の国土交通省令で定める家用自動車（前号に掲げる家用自動車を除く。） 6月
3. 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
2. 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」と

あるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（点検整備記録簿）

第49条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 点検の年月日
2. 点検の結果
3. 整備の概要
4. 整備の完了した年月日
5. その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第58条第1項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第47条の2第3項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第78条第4項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。*

* 自動車点検基準（運輸省令）により、点検期間3月、6月の自動車は1年間、点検期間1年の自動車は2年間とされている。

○労働安全衛生法

（定期自主検査）

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に對し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。